

正 誤 表

『令和 3 年 3 月申告用 譲渡所得 山林所得 贈与税 財産評価 申告の手引』(令和 2 年 11 月 25 日発行) に下記の誤りがありました。お詫びの上、訂正させていただきます。

税務研究会出版局
(2021.1)

○誤りの内容

相続時精算課税の添付書類について、令和元年度の相続税法施行規則及び租税特別措置法施行規則の改正（相規 11 条及び措規 23 条の 5 の 7、同 23 条の 5 の 8、同 23 条の 6 の改正）により、令和 2 年 1 月 1 日以後の贈与から住民票等（住民票及び戸籍の附票等）の添付を要しないこととされた点が反映されていませんでした。

<該当箇所>

- ・ 620 ページ (2) イ及びハの該当箇所を訂正し、ロを削除し、ハをロとする。
* 訂正後は下記の通りとなる（アンダーラインは訂正箇所）。
イ 届出書を提出する者の戸籍謄本若しくは抄本又はその他の書類でその者の氏名、生年月日及びその者がその者に係る贈与をした者の推定相続人に該当することを証する書類
ロ 相続時精算課税適用者の特例の適用を受ける場合には、届出書を提出する者の氏名、生年月日を証する書類並びにその者が贈与をした者からの贈与により「個人の事業用資産についての贈与税の納税猶予及び免除」（措法 70 の 6 の 8①）又は「非上場株式等についての贈与税の納税猶予及び免除の特例」（措法 70 の 7 の 5①）に規定する特例受贈事業用資産又は特例対象受贈非上場株式等の取得をしたことを証する書類（措規 23 の 5 の 7、23 の 5 の 8）。
- ・ 623 ページ <参考>の添付書類の表中、3 及び 4 の欄を削除
* 訂正後は 1、2 の欄のみとなる。
- ・ 650 ページ 「2 申告手続」中、「(3) 受贈者の居住に係る書類 住民票の写し」を削除
- ・ 651 ページ (4) 中、ロから（注）までをすべて削除
* 訂正後は、「(4) その他の書類」は「イ 相続時精算課税選択届出書」のみとなる。